

○通信委員会

・内閣提出法律案（六件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	3 3 ※	5 1	5 2	6 1	6 2	7 9
	電気通信基盤充実臨時措置法案	郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	郵便貯金法の一部を改正する法律案	郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案	電波法の一部を改正する法律案	
衆議院	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院	参議院	衆議院	衆議院
提出日	三、二五	二、二二	二、二二	二、二二	二、二六	二、二六	三、一六
参議院	委員会付託 三、二五 (予)	委員会付託 二、二二 (予)	委員会付託 二、二二 (予)	委員会付託 二、二六 (予)	委員会付託 二、二六 (予)	委員会付託 三、一六 (予)	委員会付託 三、一六 (予)
	委員会議決 三、二六	委員会議決 四、一六	委員会議決 四、九	委員会議決 三、七	委員会議決 三、七	委員会議決 三、七	委員会議決 四、二三
	本会議議決 三、二六	本会議議決 四、一七	本会議議決 四、九	本会議議決 三、八	本会議議決 三、八	本会議議決 三、八	本会議議決 四、二四
衆議院	委員会付託 三、二五	委員会付託 二、二二	委員会付託 二、二二	委員会付託 二、二六	委員会付託 二、二六	委員会付託 二、二六	委員会付託 三、一六
	委員会議決 三、六	委員会議決 三、一三	委員会議決 三、六	委員会議決 四、一七	委員会議決 四、一七	委員会議決 四、一七	委員会議決 四、一八
	本会議議決 三、七	本会議議決 三、一四	本会議議決 三、七	本会議議決 四、一八	本会議議決 四、一八	本会議議決 四、一八	本会議議決 四、一八
備考							

番号		1
件名		放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
先議院	衆	
提出月日		三、 二、二三
参議院	委員会付託	三、 二、二三 (予)
	委員会議決	三、 三、二六
	本会議議決	三、 三、二六
	承認	承認
衆議院	委員会付託	三、 二、二三
	委員会議決	三、 三、一五
	本会議議決	三、 三、一五
	承認	承認
備考		

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	元、一、二七 (第百十四回国会)	二、 一一、一〇	三、 四、二五	三、 四、二六	二、 一一、一〇	三、 四、二四	三、 四、二五	第百十四回国会 第百十五回国会 第百十六回国会 第百十七回国会 第百十八回国会 未了
日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	二、一、一九 (第百十七回国会)	一一、一〇	四、二五 議決	四、二六 議決	一一、一〇	四、二四 議決	四、二五 議決	第百十七回国会 第百十八回国会 第百十九回国会 未了
日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	三、一、二二	三、 一、二二			三、 一、二二			

電気通信基盤充実臨時措置法案（閣法第三三三号）

要旨

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、高度通信施設の整備及び電気通信分野の専門的又は技術的な業務に従事する者の能力の向上を促進する措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信基盤充実事業の事業類型

電気通信基盤充実事業を施設整備事業及び人材研修事業の二類型とする。

二、基本指針の策定及び公表

主務大臣は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に関する基本的方向、電気通信基盤充実事業の内容及び電気通信基盤充実事業が行われる地域等に関して基本方針を定め、これを公表する。

三、実施計画の認定

電気通信基盤充実事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の主務大臣の認定を受けることができるものとする。

四、通信・放送衛星機構の業務の特例

通信・放送衛星機構の業務として、認定を受けた実施計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れについての債務保証、人材研修事業の実施に必要な資金の出資等の業務を追加する。

五、日本放送協会及び日本電信電話株式会社の協力

日本放送協会及び日本電信電話株式会社は、電気通信に関する知識及び技能の普及等を通じて人材研修事業の円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

六、この法律の廃止

この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、高度通信施設の整備及び電気通信分野の専門的又は技術的な業務に従事する者の能力の向上を促進する措置として、電気通信基盤事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実

施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に電気通信基盤充実事業の実施を促進するために必要な業務を追加するなどを講じようとするものであります。

委員会におきましては、二十一世紀に向けた電気通信長期ビジョン策定の必要性、電気通信基盤充実事業と既存の情報化施策との整合性、高度通信施策事業の整備に伴う情報の地域間格差問題、人材研修事業の推進方策、通信・放送衛星機構のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より、本法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成三年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、一般勘定事業収支におきましては、事業収入五千四百二十七億三千万円、事業支出四千八百六十九億二千万円となっており、この事業収

支差五百五十八億一千万円のうち四百二十一億九千万円を資本支出に充当し、残余の百三十六億二千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。

事業計画につきましては、その重点を海外への映像情報の提供・情報入身体制の強化、衛星放送の普及、国際放送の番組充実と受信改善、効率的な受信契約・収納活動、業務運営の改革による経費の節減などにおいております。

なお、本件にはおおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送の公共性、放送番組の編成方針、国際放送の充実強化、放送衛星の故障問題、衛星放送の普及促進策、契約収納業務の推進等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、簡易保険福祉事業団（以下「事業団」という。）に、その業務の特例として、都市部に所在する郵便局の用に供する土地の高度利用を図るための業務を行わせるとともに、この業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資する措置を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事業団の業務の特例

事業団の業務に、その特例として、国と一棟の建物を区分して所有するため、郵政大臣から郵便局の用に供する土地の貸付けを受け、事務所、会議場等の施設の用に供する建物を建設し、及びこれらの施設を管理する業務を追加する。

二、区分経理

事業団は、当該業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

三、納付金の納付

事業団は、当該業務により利益を生じた場合に、その一部を積立金として整理したのち、残余の額を郵政事業特別会計に納付しなければならない。

四、長期借入金

事業団は、郵政大臣の認可を受けて、当該業務に必要な長期借入金を行うことができる。

委員長報告

ただいま議題となりました郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法案は、国公有地の有効活用が強い社会的要請となっていることにかんがみ、簡易保険福祉事業団に、その業務の特例として、都市部に所在する郵便局の用に供する土地の高度利用のための業務を行わせるとともに、この業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とするものであります。

委員会におきましては、対象郵便局を都市部に限定した理由、施設の公用・公共用への優先使用、施設の郵政業務に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より、本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、五項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定致しました。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、最近における保険需要の動向等にかんがみ、簡易生命保険の年金に係る加入限度額の引上げを行おうとするものであって、その内容は、現在、被保険者一人につき年額七十二万円から年額九十万円に引き上げようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過

と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における保険需要の動向等にかんがみ、簡易生命保険の年金に係る加入限度額を、被保険者一人につき年額七十二万円から、年額九十万円まで引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、簡易保険事業の在り方、加入限度額の引上げの根拠、年金保険の普及拡大策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額を引き上げるとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を変更する等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に変更するとともに、据置期間の経過後通常郵便貯金となるまでの期間を二年から四年に延長すること。

二、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を七百万円から千万円に引き上げること。

三、定期郵便貯金の利子の計算を月割りから日割りに改めること。

四、貸付金の担保とされた定期郵便貯金が継続預入される場合において、貸付けを継続することができるよう規定の整備を行うこと。

五、一に係る改正規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、二に係る改正規定は平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日から、三及び四に係る改正規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、郵便貯金の預入限度額の引き上げを行うとともに、国民の教育費負担の増大等にかんがみ、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を、進学に必要な資金から進学及び在学中に必要な資金に拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に変更すること等の改正を行おうとするものであります。

次に郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案は、我が国の国際化の進展に伴い、住民及び旅行者の利便を図るため、郵便局において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託販売及び買い取りを行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、金融自由化に対する郵便貯金事業の対応、預入限度額の引き上げの根拠、外貨両替等に伴うリスク対策、外貨両替等取扱局の設置基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、二法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案について三項

目から成る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会
の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に
関する法律案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、住民及び旅行者の利便を図るため、郵政官
署において本邦通貨と外国通貨の両替（以下「外国通貨の
両替」という。）並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手
の受託販売及び買取り（以下「旅行小切手の売買」とい
う。）を行うことができるようにするものであって、その
主な内容は次のとおりである。

一、郵政大臣は、郵政省令の定めるところにより、外国通
貨の両替及び旅行小切手の売買の申込みに係る金額を制
限することができること。

二、郵便局において両替を行う外国通貨及び買取りを行う
旅行小切手の種類は、郵政省令で定めること。

三、郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切
手の種類を公示するものとする。

四、郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買取
りに適用する換算割合は、外国為替の売相場を勘案
し、郵政大臣が定めて公示すること。

五、郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切
手に係る換算割合その他の条件を公示するものとするこ
と。

六、本法律の定める外国通貨の両替及び旅行小切手の売買
については、外国為替及び外国貿易管理法の適用がある
ものとする。

七、本法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲
内において政令で定める日から施行すること。

八、関係法律について所要の改正を行うこと。

委員長報告

前ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全
のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、義務船

船舶等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定めるとともに、船舶局等の運用に関する規定を整備する等のため所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、無線設備を設置しなければならない船舶局には、遭難通信及び一般通信を行うための所要の機器を備えること。
二、無線設備を設置しなければならない船舶局には、それが故障した場合に備え、予備設備の設置等所要の措置をとること。

三、新たな海上安全システムで用いる無線設備については、郵政大臣の行う型式についての検定に合格した、信頼性の高いものを施設すること。

四、国際航海に従事する旅客船等については、遭難通信を確実にを行うための無線従事者を配置すること。

五、最近の無線設備の自動化の進展等に伴い、船舶局については、人を配置して義務的に運用しなければならない時間を撤廃すること。

六、遭難通信の確実な疎通のため、船舶局等が聴守すべき周波数及び時間に関する規定を整備すること。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、義務船舶局等の無線設備の条件及び遭難通信責任者の配置について定めるとともに、船舶局等の運用に関する規定を整備するなど所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、新システムの信頼性の確保、遭難通信責任者の任務の内容、小型船舶に対する無線普及方策等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によってご承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、四項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)

委員長報告

一八〇ページ参照

日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度及び昭和六十三年度の日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果をご報告致します。

両件は、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

まず、昭和六十二年度決算の概要を申し上げますと、昭和六十三年度末における財務状況は、資産総額三千五百八十億五千九百万円、負債総額千六百四十五億九千万円、資本総額千九百三十四億六千八百万円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千五百四十五億四千万円に対し、事業支出は三千四百八十七億三千百万円で、当期事業収支差金は五十八億一千万円となっております。

なお、この当期事業収支差金は、昭和六十三年度以降の財政安定化のための財源に当てられております。

次に昭和六十三年度決算の概要を申し上げますと、昭和六十三年度末における財務状況は、資産総額三千五百六十六億八千万円、負債総額千七百十二億千八百万円、資本総額千八百五十四億六千三百万円となっております。当年度中の損益の状況は、事業収入三千五百四十七億八千万円に対し、事業支出は三千六百二十七億八千五百万円、当期事業収支差金は八十億五百万円の欠損となっております。なお、この欠損金は昭和六十二年度からの繰越金により補てんされております。

また、両件には、会計検査院の「記述すべき意見はない。」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、両件を一括して審査し、収支予算が適正かつ効率的に執行されたかをはじめ、放送衛星の故障・補完衛星の打上げ失敗による衛星放送への影響、受信料免除措置の取扱い、関連団体のあり方等について質疑を行いました。

両件につき、質疑、討論を終了し、採決の結果、日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきましては、全会一致を

もって是認すべきものと議決致しました。

また、日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきましては、多数をもって、これを是認すべきものと議決致しました。なお、本件につきましては、日本共産党を代表して、山中委員より、反対する旨の意見が述べられております。以上ご報告申し上げます。

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

前ページ参照